

新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（51 例目）最終報

7月4日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（51 例目）について、症状が改善し、退院基準*を満たしたことから、7月7日に市内の感染症指定医療機関から退院されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者 51	1 年代	20 歳代	
	2 性別	男性	
	3 職業	<u>無職</u>	
	4 居住地	尼崎市	
	5 症状、経過	6月25日	発熱、咽頭痛、味覚・嗅覚障害あり
		7月 3日	頭痛、継続する咽頭痛、味覚・嗅覚障害のため、市内A医療機関を受診し、検体を採取
		7月 4日	PCR検査陽性確定。容体は安定
		7月 5日	<u>尼崎市内在感染症指定医療機関に入院</u>
	7月 7日	<u>尼崎市内在感染症指定医療機関を退院</u>	
6 行動歴	<u>6月23日以降、自宅で過ごす。海外渡航歴なし</u>		
7 濃厚接触者	同居人なし。 <u>その他濃厚接触者はなし</u>		
8 その他	—		

※退院基準(令和2年2月6日付健感発 0206 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知 一部改正 令和2年6月25日付健感発 0625 第5号(抜粋))

原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えない。

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査(以下「核酸増幅法等」という。)の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合
無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合とする。ただし、次の④に該当する場合も差し支えない。
- ③ 発症日から10日間経過した場合
- ④ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合